

花巻市都市計画審議会 会議記録

日	時	令和2年8月25日（火） 13:30～14:52
場	所	花巻市定住交流センター(なはんプラザ) 1階 COMZ ホール
用	件	花巻市都市計画審議会
出席した委員の氏名	<p>学識経験者</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>市議会議員</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>関係行政機関</p> <p>国土交通省岩手河川国道事務所長</p> <p>※（副所長）</p> <p>岩手県の職員</p> <p>花巻警察署長</p> <p>※（交通課長）</p> <p>県南広域振興局土木部</p> <p>花巻土木センター所長</p>	<p>中 村 良 則</p> <p>小田島 新 一</p> <p>谷 藤 一 彦</p> <p>猿 舘 祐 子</p> <p>照 井 明 子</p> <p>若 柳 良 明</p> <p>瀬 川 義 光</p> <p>内 舘 桂</p> <p>本 舘 憲 一</p> <p>藤 原 伸</p> <p>（増 澤 亨）</p> <p>（八重樫 徹）</p> <p>戸 来 竹 佐</p>
市出席者	建設部長	遠 藤 雅 司
説明等のため出席した市職員氏名	<p>【事務局】</p> <p>建設部都市政策課長</p> <p>建設部都市政策課長補佐</p> <p>建設部都市政策課都市再生室次長</p> <p>建設部都市政策課都市デザイン係長</p> <p>建設部都市政策課都市再生室上席主査</p> <p>建設部都市政策課主査</p> <p>建設部都市政策課都市再生室主事</p> <p>商工観光部商工労政課企業立地推進室上席主査</p> <p>商工観光部商工労政課企業立地推進室主査</p> <p>総合政策部防災危機管理課防災危機管理係長</p>	<p>澤 田 利 徳</p> <p>寺 林 和 弘</p> <p>藤 原 啓 昭</p> <p>戸 田 直 之</p> <p>伊 藤 ケイ子</p> <p>柳 原 直 矢</p> <p>小 原 紘 紘</p> <p>川 村 牧 子</p> <p>多 田 徹</p> <p>小 川 賢</p>

※代理出席

1 開会（午後 1 時 3 0 分）

委員紹介、資料確認、職員紹介、会議成立報告

2 あいさつ

◎建設部長（遠藤雅司） 本日は、ご多忙のところ、花巻市都市計画審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃から市行政の推進に対しまして、ご理解ご協力を賜りまして重ねて御礼申し上げる次第でございます。

本市では、街の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設の整備に関する計画を定め、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境の保全を計画的に進めているところでございます。

特に、インフラ・施設整備としては、国道 4 号北上花巻道路や仮称「花巻 P A スマートインターチェンジ」が事業化されました。こちらにつきましては、花巻市のみならず、県南地域の産業振興や物流の効率化に大きく寄与するものでございまして、市といたしましても関連するスマートインターチェンジのアクセス道路となります都市計画道路山の神諏訪線の整備を鋭意進めているところであります。

また、今月 7 日に「道の駅はなまき西南」がオープンいたしました。お盆前のオープンということで、現在も多数の方にご利用いただいているところです。

さて、本日ご審議いただきます事項は、2 点ございます。まず 1 点目は、二枚橋にあります花巻第一工業団地付近に産業団地の整備を進めております。これに関連して交差点改良により既存の都市計画公園の形状変更が必要になりますことから、都市計画変更を行うものでございます。2 点目は、都市再生特別措置法の一部改正により、立地適正化計画で定める居住誘導区域に存在する土砂災害特別警戒区域を除外することになりましたことから計画の変更を行うものであります。

委員の皆様におかれましては、専門的な立場からご審議いただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 議案審議

◎都市政策課長補佐（寺林和弘） それでは、議案審議に入りますが、当審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、会長が議長を務めることとされていますので、以降の進行を中村会長にお願いすることといたします。

また、会長の許可を得た場合に限り、会場内での写真撮影、録画、録音を行えることとされていますが、会長よろしいでしょうか。

◎会長（中村良則） 許可することとします。

◎都市政策課長補佐（寺林和弘） 会長の許可を受けましたので、写真撮影、録画、録音を許可いたします。それでは、中村会長に議事進行をお願いいたします。

◎会長（中村良則） 議案審議に入ります前に会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員につきましては、花巻市都市計画審議会運営要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、猿舘祐子委員、瀬川義光委員を指名いたします。猿舘委員、瀬川委員、よろしくお願いいたします。

【議案第 1 号 花巻都市計画公園の変更（花巻市決定）について】

◎会長（中村良則） それでは議案審議に入ります。議案第 1 号「花巻都市計画公園の変更（花巻市決定）について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎都市政策課長（澤田利徳） （配布資料に基づき説明）

◎会長（中村良則） それではただ今の説明について、質疑、ご意見などはございませんでしょうか。

◎委員（本館憲一） ただいま説明がありました参考資料の11ページについて再度詳しく説明をお願いします。

◎都市政策課長（澤田利徳） 産業用地南側で幅員16メートルに拡幅する道路は、隣接する油沢川に沿って計画しています。この拡幅道路と西側で接続する既存道路が、主道路になっています。一方で公園東側に隣接する既存道路は、南側で主道路と接続しています。公安委員会から、この公園側既存道路とさきほどの拡幅道路の主道路への接続位置が近すぎるといった意見をいただいております。これを少しでも離すために公園用地を使いまして公園側既存道路をシフトして接続間隔を広げたものです。なお、公園の外周には幅2メートルの通路がありますが、これも池の近くにシフトすることになります。このように接続間隔を離すことにより公園側既存道路は主道路接続付近で曲がることとなりますが、現況よりも交差角が直角に近くなり視認性が改善されると考えております。

◎委員（本館憲一） 説明内容は理解できましたが、産業用地南側の拡幅道路を西側にまっすぐ延ばして大塚製薬側の交差点に繋いだほうが、今回変更する交差点も十字路に近くなり、可視性も良くなると考えますが、それについて検討されたでしょうか。

◎都市政策課長（澤田利徳） 公園側に曲がった既存道路が主道路でございまして、産業用地南側の拡幅道路と公園東側既存道路が主道路に接続する道路と位置づけております。ご質問のように拡幅道路を西側へまっすぐ整備するとなりますと、主道路が直角に折れる形状になりまして通行に支障があります。よって今回お示ししている形状が最良という結論に至り、この案で公安委員会に協議し了承を得たものです。

◎会長（中村良則） 本館委員のお話は、現在公園駐車場としている部分を道路にして西側にまっすぐ繋げるといった趣旨のようですが、駐車場を道路にすることは困難なことでしょうか。

◎建設部長（遠藤雅司） 交通の流れは主道路を通る車両が多く、産業用地の拡幅道路については、主に今後整備される物流倉庫を利用する車両がメインになります。また、現在の公園駐車場部分は、舗装され適切に管理されております。ここに手を加えてまで主道路を直角にするのではなく、現在の主道路は線形を変えずに現状のまま残したいと考えています。

◎委員（本館憲一） 曲がった道路がメイン道路であって産業用地からの道路は付随的な道路だということで理解しました。真っすぐにしたほうが良いのではないかと趣旨から質問したものです。

◎会長（中村良則） 道路を切り替えて三角形の公園用地ができて、そこを駐車場にするとのことですが、広さとか安全性は問題ないのでしょうか。非常に小さい区画ですし、大きい道路に出入りすることに安全上問題はないでしょうか。

◎都市政策課長（澤田利徳） 現段階では駐車場として想定していますが、視認性など様々な面を検討しなければなりません。一概に駐車場ではなく、状況を見て何にするか今後検討していきます。

◎委員（若柳良明） 今回の変更により公園となる三角形部分の面積はどのくらいですか。

◎都市政策課都市デザイン係長（戸田直之） およそ300平方メートル程度と想定しています。

◎委員（若柳良明） その部分の駐車スペースは何台くらい駐車できますか。

◎都市政策課都市デザイン係長（戸田直之） 形状を考慮しますと現在の想定では4～5台程度と考えています。

◎会長（中村良則） その他ないので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第1号は、本会として同意することといたします。

【議案第2号 花巻市立地適正化計画の変更について】

◎会長（中村良則） それでは議案審議に入ります。議案第2号「花巻市立地適正化計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◎都市政策課長（澤田利徳） （配布資料に基づき説明）

◎会長（中村良則） それではただ今の説明について、質疑、ご意見などはございませんでしょうか。

◎委員（照井明子） 立地適正化計画が策定された平成28年から本年までの間、すでに民有地で建物がある土地が4か所あるとのことですが、それらの中に、平成28年以降に、新しく建てられたものがあるか確認します。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 平成28年以降に建ったものはなく、それ以前に建ったものです。

◎委員（照井明子） 三の丸公園について、現在、法面の上部に住宅が何軒か建っていると記憶していますが、この場所は危険な場所ではないでしょうか。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 公園の西側に建物が建っていることは承知しています。土砂災害特別警戒区域は法面の中腹あたりから下まで、一部平地までかかっている状態であり、この区域は建物に影響する区域ということで県が指定していますが、当該建物は上の平地部分に建っています。土砂災害特別警戒区域に建物を建てる際には、例えば擁壁を建てなければならないなどの制限がありますが、当該建物は、この土砂災害特別警戒区域ではないところに建築されており、建築申請を出して建てられたものであると認識しています。

◎委員（照井明子） 安心しました。ありがとうございます。

◎委員（内館桂） 2点お伺いします。1点目は、土砂災害特別警戒区域について、通常であれば建物等を建てることはできないと理解していますが、何か安全対策を講じたうえで建築することは可能ですか。

◎防災危機管理課防災危機管理係長（小川賢） 土砂災害特別警戒区域については、花巻土木センターで指定しているものですが、土砂災害特別警戒区域に建物を建てる場合は、建物が壊れないような擁壁を建てたり、もしくは建物自体の壁に補強するなど、一定の条件をクリアしなければなりません。または、斜面そのものが崩れないように工事をするという方法もあり、土砂災害特別警戒区域の指定解除や規模縮小される場合があります。ただし、県では5年ごとに指定の見直しを行っており、工事を行ったからといって当該区域がすぐに消滅するわけではありません。

◎委員（内館桂） 土砂災害特別警戒区域を居住誘導区域から外した場合、今後の制限などの影響はどのようなものがあるのでしょうか。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 今回の居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外する目的について、冒頭にも説明がありましたが、国から通知があったこと、また国会で法改正に基づく政令が9月上旬に公布され、居住誘導区域に含まれている土砂災害特別警戒区域はすべて外さなければならない、とされるため、市はこれを業務として行ったところです。今回は計画上の変更であるため、市民生活には影響はないと考えています。立地適正化計画では様々なハード整備をしており、国の支援を受けているものですが、国からの指導、法改正に従わなかった場合、その支援が受けられなくなることも想定されるため、行ったものです。

◎委員（内館桂） 国の指導、法改正に従ったものであるということですが、このことについては、市民生活に影響はないとは言えるものの、市民に知っていただくということが大事だと思います。

◎都市政策課長（澤田利徳） 今回、居住誘導区域から除外する土砂災害特別警戒区域内に、建物が何棟かかかっていますが、その方については個別に同じ説明をして回っています。まだ全員に連絡はとれていませんが、4～5件の方々には説明済みです。

◎委員（内館桂） 対象の市民に説明しているとのことですが、この危険な区域を有していることについて、市として今後どのようにしていくのか計画などで示していくべきではないですか。

◎防災危機管理課防災危機管理係長（小川賢） 土砂災害特別警戒区域の周知ということで話をさせていただきますが、花巻地域では平成26年～平成27年に岩手県が土砂災害特別警戒区域を指定したものであり、市はそれを受けてハザードマップを作成し、説明会を実施しているほか、広報、（ハザードマップの）全戸配布という形で周知しています。また、今回該当する家の方々には避難のお知らせとして防災ラジオを配布しており、早めの避難を呼びかけています。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 防災から説明がありましたとおり、土砂災害特別警戒区域は、花巻土木センターが現地を見ながら随時指定しているという状況です。先般、花巻土木センターにお話を伺いに行ったところ、区域の指定は5年ごとに見直しをしながら、土砂災害特別警戒区域の解消や擁壁の工事など、整備を行っているとのことです。平成26年～平成27年に指定されている区域は、5年経ったことにより、今回除外する区域であるかどうかは不明ですが、県のほうで計画的に解消に向けて整備等を行うという話を伺っています。

◎委員（戸来竹佐） 土砂災害特別警戒区域は岩手県で指定していますが、花巻市内の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、土砂災害の恐れがある箇所の指定については今年の6月末時点で1回目の指定を終えています。指定した意味は、あくまでもハード整備が追い付かないので住民の方に危険な箇所をお知らせして避難に役立てていただくということです。地形の危険性から指定されるイエローゾーン（土砂災害警戒区域）と、住宅を建てる場合に構造規制を伴うレッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）、この2つを組み合わせ指定しています。1回目の指定は終わりましたが、5年ごとに区域を見直し、新たな危険区域が想定されればそこを順次追加していきます。ハード整備については、特にすぐに対処しなければならない場所を優先的に工事しています。しかし、整備には予算と時間がかかるため、まずは指定を行い住民に危険であることを理解していただいた上で避難につなげていただくために指定しています。

◎会長（中村良則） 居住誘導区域としては、もちろん土砂災害特別警戒区域を含むことはできないので、市は具体的には県とタイアップしながら、危険地域の除去に努めていくという方針を示し、対応していくことと思います。もっとわかりやすい形で、市民全体に広報してみてもどうでしょうか。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に定める居住誘導区域並びに都市機能誘導区域に対し防災指針というものを計画内に定めなければなりません。今後、防災指針については、市の地域防災計画との整合を図りながら決めていかなければならないものです。その際、市民に対しても十分な説明をしていきたいと考えています。

◎会長（中村良則） 居住誘導区域内外にかかわらず、危険な地域については除去に努めていくべきと考えます。

◎委員（本館憲一） 除外箇所として、法下の影響範囲の土地とありますが、どこまでの範囲なのでしょう。計算式など、その根拠となるものはあるのでしょうか。

◎防災危機管理課防災危機管理係長（小川賢） 指定は県で行っていますが、基本的には5メートル以上の高さで傾斜が30度という条件のもと、土砂災害特別警戒区域では、特にも建築物に損壊を与える可能性がある範囲を定めています。詳しい計算式は持ち合わせていませんが、赤い区域（土砂災害特別経過区域）は建物に損壊を与える可能性がある箇所ということで認識しています。

◎委員（戸来竹佐） 土砂災害特別警戒区域について、国土交通省がつくった計算式があり、全国一律で当てはめて計算しており、建物に損壊を与える範囲ということで定めてい

ます。計算式は複雑なのでこの場ではお答えできませんが、国が定める式に従い範囲を設定しています。

◎委員（本館憲一） 今回除外する8か所とも法面と法下の影響範囲の土地ということですが、法面の上については、影響範囲として考えられていないのですか。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 今回、主に法面と法面の下の影響範囲の土地と説明したものについて、例えば三の丸公園の法面は、斜面に当たる部分のすべてを土砂災害特別警戒区域として指定しているわけではなく、法面の中腹あたりから法下の平坦なところまで、建物に影響する範囲として指定されているため、ご指摘のあった法面の上については土砂災害特別警戒区域には指定されていません。

◎都市政策課長（澤田利徳） 補足ですが、危険な箇所は法面の中腹から始まるものであり、崩れる時は上からではなく、加重のかかった中腹から崩れ、崩れ落ちたものが平地にまで影響していくため、影響範囲の一部となっています。レッドゾーンはその中腹から影響範囲までとなっていますが、イエローゾーンは上部を含めてその周辺まで指定されているものです。

◎委員（照井明子） 過日、新聞で報じられていましたが、立地適正化計画は全国様々な自治体で作られておまして、中には特別警戒区域やハザードマップの浸水区域に国の補助で建物を建ててしまったという報道がなされています。花巻市においてはそういった事例はないのか確認します。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 花巻市がこの立地適正化計画に基づいて国から補助をいただいている事業としては、総合花巻病院の移転事業と花巻中央広場の整備事業があります。広場は旧まんぷくの周辺となりますが、レッドゾーンを含んでいません。総合花巻病院については、レッドゾーンではないものの、北上川が決壊した場合の浸水想定区域に含まれています。

◎委員（照井明子） 国からの補助については、例えば返還対象になるなどの支障はないと考えてよろしいでしょうか。

◎都市政策課都市再生室次長（藤原啓昭） 国からそういった指導は受けていません。

◎会長（中村良則） その他ないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第2号は、本会として同意することといたします。

ほかに全体を通して何かございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、以上をもちまして、本日の議案である「議案第1号 花巻都市計画公園の変更（花巻市決定）について」と「議案第2号 花巻市立地適正化計画の変更について」は、本会として同意することとして、審議を終了させていただきます。

4 その他（なし）

5 閉会（午後2時52分）